

塩谷郡市医師会だより

Contents

- 1 第3回役員会報告
- 2 第7回市民公開講座
- 3 学術講演会報告
- 4 新公益法人へ移行

社団法人 塩谷郡市医師会
広報委員会

〒329-1312

さくら市桜野1319番地3

さくら市氏家保健センター内

TEL 028(682)3518

FAX 028(682)5760

平成23年度第3回役員会報告

平成23年12月12日(月)午後7時から、さくら市氏家保健センター医師会事務室で開催された。

出席者：山田会長・尾形副会長・岡副会長・池田・後藤・軽部・佐藤・佐野・大草・半田・谷口・越井・高橋・手塚・江口・糸川事務長



■議題 塩谷地区おとな・こども診療室について

山田会長から、先日行われたおとな・こども診療室運営協議会の結果決められた来年度の当番予定表と今年度の受診患者数が示された。受診者は日祭日が平均8名余で、土曜日のくろすの受診者は平均4名余であり、大多数は小児の患者であった。来年度は協力医師が若干減ることになったが、二人医師体制の一部見直しにより協力医師の負担は今年度と大差ないものになったことが発表された。

■議題 栃木県医師会代議員選出方法および県医師会裁定委員選出について

来年度から栃木県医師会の代議員制度が変わり、代議員の定数が減らされる。現在代議員数4名の塩谷郡市医師会は来年度は2名となる。

それに伴い新たに代議員を選出し直す必要となった。執行部案として医師会を代表する立場にある山田会長および岡副会長を代議員、池田理事と谷口理事を予備代議員の候補者とし、1月中に会員に通知してその賛否を問うことになった。なお、尾形副会長は現在県医師会の理事のため、代議員には選出できない。

また、県医師会裁定委員について、郡市医師会の裁定委員、役員等の兼務できないことから、現在県医師会裁定委員の上田先生に引き続き就任してもらい、郡市医師会の裁定委員からはずれてもらうことで調整することになった。

■議題 栃木県地域医療フォーラム開催の協力について

昨年3月に予定されていた栃木県主催の地域医療フォーラムが震災のために中止となった。今回、再び県から地域医療フォーラム開催が打診され、1月29日(日)にさくら市氏家公民館で開催されることになった。主催は栃木県と塩谷郡市医師会で、関係市町や県医師会の後援が予定されている。基調講演は丹波医療再生ネットワークの足立智和氏で、地域医療トークセッションでは「塩谷地区の救急医療を考える」をテーマに山田医師会長、手塚黒須病院長らがパネリストとして参加する。またコーディネーターは当医師会所属の阿久津博美県医師会常任理事が務める予定である。各医療機関にはポスター掲示等での協力を求めることになった。

■議題 NHO 宇都宮病院市民公開講座開催の協力依頼について

国立病院機構(NHO)宇都宮病院がさくら市ホテル清水荘で開催を予定している市民公開講座について、リーフレットを各医療機関に送付

塩谷郡市医師会ホームページ/メール	広報委員会編集部	医師会事務局
URL http://www.tochigi-med.or.jp/shioya/ メール shioya@tochigi-med.or.jp	岡 一雄 r2d2@msh.biglobe.ne.jp 尾形新一郎 ogata@o-ga-ta.or.jp	糸川 kumekawa.shioya@gmail.com 高橋 takahashi@e-shioya.jp

すること、座長の依頼があり、特に異議がなく了承された。

■議題 一般社団法人塩谷郡市医師会規定等について

糸川事務長から、4月から塩谷郡市医師会が一般社団法人に移行するにあたり、細則、入会金規定、役員選挙関係規定について説明があった。

4月からの2年間は現在の執行部が継続し、その後の選挙では従来の会長選挙ではなく、理事選出選挙を行い、理事会での選挙で会長が選出されることになる。今回の法人改正については医師会だより本号の4ページの糸川事務長の解説文を参照ください。

■議題 慶弔関係について

当医師会の慶弔内規では会員本人の慶事が三万円、弔事が三万円と花輪(新盆に盛花)見舞及び病氣見舞(入院1カ月以上)三万円と決められているが、慶事の内容について詳細には決められていない。昨年産休育児休暇の会員の会費減免制度が始まり会員の申し出で出産などの慶事を事務局が一部把握可能となったため、慶弔規程の確認が必要となった。結婚や出産などは慶事に当たるかどうか議論され、慶事は結婚や出産は除くこととなり、その他の慶事についてはその時の会長に判断を委ねることとなった。

■議題 医師会預金口座の整理について

現在医師会では複数の銀行口座を使用しているが、必要のない口座について整理することが了承された。

■議題 新年会と阿久津正美先生叙勲のお祝いについて

阿久津正美先生が当医師会では初となる生前叙勲を受け、医師会では祝賀会を企画したが阿久津先生が固辞されたため、新年会を兼ねて叙勲を祝うことになった。1月27日(金)さくら市の中華料理三元閣で行われることになった。

■報告事項

糸川事務長から、9月25日高根沢で行われた市民公開講座の報告と県民協働事業補助金申請、新公益法人移行の栃木県公益認定等審議会の答申と認可について報告があった。

尾形副会長から来年度10月28日(日)に塩谷町で予定している市民公開講座は放射能を

テーマで行うことが発表された。

大草理事から、産婦人科学会では小児虐待を防ぐため妊娠中から注意することになったことと、もし虐待を疑う例があった場合、各市町の児童課などで設置している要対協(要保護児童対策地域協議会)に連絡してほしい旨の話があった。

最後に山田会長から、他医師会が新公益法人認可の書類作成等を専門業者に任せている中、当医師会は糸川事務長が勤務時間外も含め奮闘し無事成し遂げたことから、特別賞与を贈ることが報告された。

第7回市民公開講座開催される



9月25日(日)午後1時から高根沢町民ホールにおいて第7回塩谷郡市医師会主催の市民公開講座が開催され、300名余の市民が参加した。

基調講演は東京工科大学医療保健学部看護学科教授で看護師・保健師・介護支援専門員である六角僚子先生による「愛と知恵で支える認知症ケア」であった。六角先生は豊富な経験から一般の方が認知症を正しく理解し、早期発見することが重要であり、原因によっては治すことが可能な場合や進行を遅らせることができることを示し、家族や地域で支えることの重要性を示してくれた。



また、第二部の特定非営利活動法人認知症ケア研究所の劇団いくりの「目で見てわかる認知症」の劇は3人の現役介護職員が面白おかしく時には切なく認知症についてわかりやすい寸劇を演じてくれた。茨城弁での寸劇は栃木県民にとって同じような言葉なため、違和感がなく親しみが持てた。3人の役者は警察官、息子、介護施設職員、鬼嫁などを早変わりして演じ、特におばあちゃん役の女優は可愛らしいおばあちゃんを演じて好評だった。最後にまとめのDVD放映があり、六角先生のわかりやすい講演とともに感動的な劇に対して、アンケートでも「亡くなった両親をもっと良くみてあげればよかった」とか「涙でいっぱいになりました」「公開講座に出席できたことが幸せでした」などの感想を書いた方が多く、大変好評な公開講座であった。

学術講演会報告

「新しい不眠症治療の幕開け」

日時：平成23年9月20日

講師：獨協医科大学 神経内科

教授 平田 幸一 先生

不眠症の新しい治療薬の紹介とともに、睡眠についての話でした。先生の経験の中にある不登校の症例も紹介され興味深い講演でした。また一番長生きする睡眠時間はという事で、1日7時間の睡眠をとっている人が一番長生きをするという話が、今でも私の耳に残っています



学術講演会報告

「大腸疾患の臨床と新しい話題」

日時：平成23年11月15日

講師：自治医科大学 消化器内科

講師 砂田 圭二郎 先生

豊富なスライドでの講演でした。基礎の場面では、「血便」、「下血」等の話から、鑑別疾患



まで解りやすく解説していただき（語句の説明から）新しい話題として最近の内視鏡検査の話では、講演後の質疑の中では、フロアの先生から熱心な質問がありました。

平成23年度かかりつけ医認知症対応力向上研修会

日時：平成23年10月14日、21日

講師：小林医院院長 小林 正樹 先生

栃木県主催かかりつけ医認知症対応力向上研修会が10月14日と21日の二日間行われた。講師はさくら市喜連川の小林先生で、当医師会では唯一の認知症講習会の講師である。先生の講演で医師会員の認知症患者への対応力が高まりました。小林先生お疲れ様でした。



祝 表 彰

平成23年秋の叙勲

旭日双光章

阿久津 正美 先生



謹んでお慶び申し上げます。

4月から当医師会の名称が変わります。

**(現在) 社団法人塩谷郡市医師会
(4月) 一般社団法人塩谷郡市医師会**

国の公益法人制度改革による法律の改正により新公益法人に移行するため名称が変わることになりました。

【 旧制度 】

当医師会は、民法（明治29年法律第89号）第34条（公益法人の設立）に基づき主務官庁である栃木県保健福祉部医事厚生課の許可を得て社団法人として設立され、各種税制上の優遇措置を受けながら公益活動をしてきました。

この民法34条による社団法人、財団法人は、全国に約25,000あります。

【 新制度 】

平成20年12月に新しい公益法人制度が改革され、法人法・認定法・整備法の基本3法が制定されました。

この法律の目的は、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決することとなっております。

この法律により、平成25年11月30日までに新しい制度の下で公益社団・財団として認定又は一般社団・財団として認可を得ないと自動的に解散となり、所有している財産（公益目的事業財産）は没収されて他の公益団体、国・地方公共団体へ贈与されてしまうことになりました。

【 移行の主な流れ 】

H21.2.8 第4回役員会 一般社団法人への移行 決議

H22.12.1 栃木県 新定款事前審査 承認

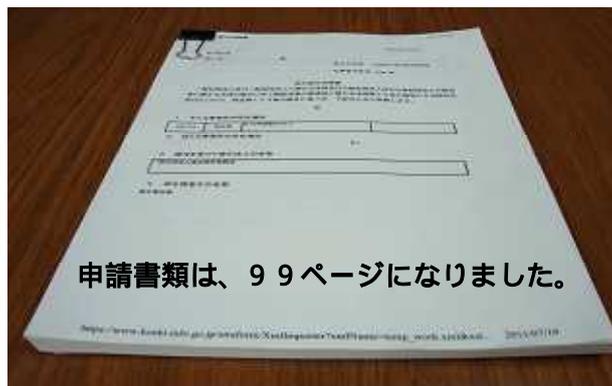
H22.12.6 第3回理事会 新定款 承認

H23.4.16 第64回定時総会 一般社団法人への移行と新定款 承認

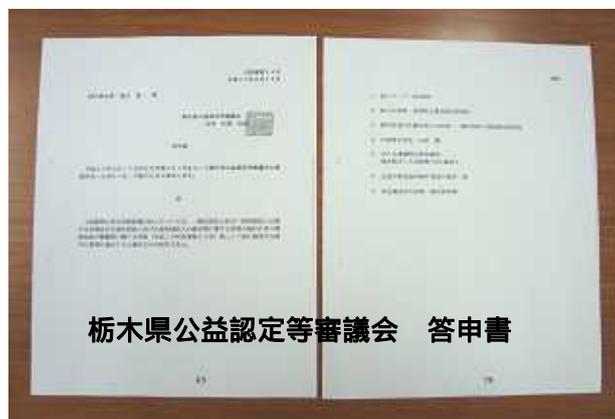
H23.7.7 栃木県担当官 申請書事前審査とヒヤリング

H23.7.25 第2回役員会
正式認可申請書提出承認

H23.7.26 正式認可申請



H23.8.18 栃木県公益認定等審議会 認可基準に適合と答申が出る
(県内医師会第1号、全国の医師会の13番目)
この審議会は、杉原弘修 宇都宮大学名誉教授を会長に5名の有識者で構成されています。



H24.3 栃木県 認可

H24.4.1 移行登記

【 税制措置と運営 】

一般社団法人には、収益事業以外非課税とされる「非営利徹底型」と全て課税対象となる「それ以外」の2種類がありますが、当医師会は非営利徹底型となるため預金利息及び登録免許税を除いて現状と同じ税制の優遇措置を受けることとなります。

新法律及び新定款により、医師会運営の一部変更は求められますが、活動そのものの変化はありません。